

技術委員会規約

(目的)

第1条 本委員会は、法令情報の収集および発信、登録制度の制定・運用・普及促進等の活動を通じて粗悪品や法令違反品を排除し、消費者の保護に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会の名称は「技術委員会」とする。

(組織)

第3条 本委員会の会員は、一般社団法人 全国自動車用品工業会（以下全自用工）から選出された会員で構成する。

2. 本委員会の会員の互選により委員長1名、副委員長2名を定める。
3. 委員長は本委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(任期)

第4条 委員長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会の招集)

第5条 本委員会は委員長が必要と認めたとき又は会員過半数の要請があったとき、これを招集する。

(定足数)

第6条 本委員会は会員の過半数出席をもって有効とする。
なお、代理出席者は会員と同様に扱うものとする。

(議事)

第7条 本委員会では、必要に応じて以下に関する議事を行う。

- a. 盗難発生警報装置自主基準登録制度の制定、運用、普及促進
- b. 微弱無線設備登録制度の制定、運用、普及促進
- c. 法令情報の収集および発信
- d. 技術研修・見学会の検討
- e. その他、製品品質の維持向上に関する事項

(事務局)

第8条 本委員会の事務局を全自用工内に置く。

附 則

第9条 本委員会の運営に関する細部事項は別にこれを定める。

第10条 本規約は必要に応じて委員会の承認を経て改訂できるものとする。

第11条 本規約は、平成17年4月1日より施行する。

平成17年 9月21日一部改訂

平成17年12月10日一部改訂

平成18年 4月 6日一部改訂

平成22年10月 1日一部改訂

令和 7年 5月20日一部改訂